

大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年10月12日

大分市長 佐藤 樹一郎

## 大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病医療費助成制度において、医療機関による医療意見書のオンライン登録の推進を図るため交付する医療意見書システム環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に係る医療意見書のオンライン登録のために、医療機関の内部システムを改修し、又は医療機関の内部システムから独立したインターネットに接続可能なパソコン及び附属品を購入する事業とする。ただし、パソコンの附属品のみを購入する事業は、補助対象事業としない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 法第6条の2第2項第1号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関(本市が指定したものに限る。)であること。

(2) 法第19条の3第1項に規定する指定医(本市が指定したものに限る。)が在籍すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助の対象としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 既に補助金の交付を受けたことがある者又は本市から補助金と同内容又は同趣旨の補助金等を受けたことがある者

(4) 他の自治体から、補助金と同内容又は同趣旨の補助金等を受けたことがある者又は当該補助金等を申請している者

(5) 本市が実施する補助金の意向調査において、申請予定である旨を回答していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、50,000円を上限とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書

2 市長は、必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(変更の申請等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金補助事業変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その変更を承認し、大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金補助事業変更承認通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して1月を経過する日又は前条第2項の規定による通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金補助事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 補助事業に係る納品書及び領収証書

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金額確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(関係書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を、補助事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過するまでの間保存しなければならない。

(調査又は報告)

第14条 市長は、補助事業者に対して、運営状況を調査し、又は前条の書類を閲覧し、提出させ、若しくは報告を求めることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月12日から施行する。

大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金交付申請書

大分市長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先

（法人その他の団体にあつては、その名称及び所在地並びに代表者及び担当者の氏名）

大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金の交付を受けたいので、大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 事業の目的及び内容

2 補助対象経費 \_\_\_\_\_ 円

3 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

4 事業完了予定年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

5 添付書類

様式第2号（第7条関係）

第 年 月 日  
号

大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金交付決定通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

- 1 補助対象経費 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助の条件

大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金補助事業変更承認申請書

大分市長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名  
連絡先

（法人その他の団体にあつては、その名称及び所在地並びに代表者及び担当者の氏名）

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金に係る事業について変更をしたいので、大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助対象経費 変更前 \_\_\_\_\_ 円  
変更後 \_\_\_\_\_ 円

4 補助金交付申請額 変更前 \_\_\_\_\_ 円  
変更後 \_\_\_\_\_ 円

5 添付書類



様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号  
年 月 日

大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金補助事業変更承認通知書

殿

大分市長

印

年 月 日付けで申請のあった大分市医療意見書システム環境整備事業費補助事業係る変更については、次のとおり承認したので、大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 交付決定年月日及び通知書番号 年 月 日  
第 号
- 2 変更後の補助対象経費 \_\_\_\_\_ 円
- 3 変更後の補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 補助の条件

大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金補助事業実績報告書

大分市長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名  
連絡先

（法人その他の団体にあつては、その名称及び所在地並びに代表者及び担当者の氏名）

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金については、その事業を完了したので、大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業の成果
- 2 事業完了年月日
- 3 添付書類

様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金額確定通知書

殿

大分市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金について、その額を次のとおり確定したので、大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

補助金の交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金交付請求書

大分市長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名  
連絡先

（法人その他の団体にあつては、その名称及び所在地並びに代表者及び担当者の氏名）

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金について、大分市医療意見書システム環境整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	
支 店 名	
種 類	普通 当座
口 座 番 号	
口 座 名 義	(フリガナ)